

松江市ふるさと奨学金の概要											
出願資格	<p>次の1～5をすべて満たし、かつ、6又は7に該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校、高等専門学校、大学（短大を含む。以下同じ。）、専修学校（高等課程・専門課程）に新入学又は既に在学する人 2. 学校卒業後松江市内に居住する意思を持つ人 3. 市外の学校の場合、父母又はこれに代わる人が松江市に居住していること 市内の学校の場合、本人が松江市内に居住していること 4. 経済的な理由により修学が困難な人 5. 出身学校長又は在学学校長が推薦する人 6. 高等学校、高等専門学校、専修学校にあっては、人物が良好で、勉学意欲を有する人 7. 大学にあっては、人物及び学業成績が良好な人 										
貸与額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">高等学校</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">月額 23,000 円</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td style="text-align: right;">月額 24,000 円</td> </tr> <tr> <td>大学（自宅通学）</td> <td style="text-align: right;">月額 43,000 円</td> </tr> <tr> <td>大学（自宅外通学）</td> <td style="text-align: right;">月額 47,000 円</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td style="text-align: right;">月額 47,000 円</td> </tr> </table>	高等学校	月額 23,000 円	高等専門学校	月額 24,000 円	大学（自宅通学）	月額 43,000 円	大学（自宅外通学）	月額 47,000 円	専修学校	月額 47,000 円
高等学校	月額 23,000 円										
高等専門学校	月額 24,000 円										
大学（自宅通学）	月額 43,000 円										
大学（自宅外通学）	月額 47,000 円										
専修学校	月額 47,000 円										
利 子	無利子										
貸与期間	令和6年4月から在学する学校を卒業するまでの最短修業年限の最終月まで										
貸与方法	年2回に分けて貸与										
返還期間	<p>貸与が終了した月の翌月から数えて13ヶ月を経過した月から、次に定める期間 ※ 定める期間より短期で返還（繰上返還）する場合は返還免除の対象外になります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">高等学校・高等専門学校</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">貸与期間の2倍の期間</td> </tr> <tr> <td>大学・専修学校</td> <td style="text-align: center;">貸与期間の3倍の期間</td> </tr> </table>	高等学校・高等専門学校	貸与期間の2倍の期間	大学・専修学校	貸与期間の3倍の期間						
高等学校・高等専門学校	貸与期間の2倍の期間										
大学・専修学校	貸与期間の3倍の期間										
返還方法	年賦・半年賦・月賦均等から選択										
返還免除	<p>奨学金を返還すべき年度の前年度（4月1日～3月31日の期間）に、松江市に居住し続けていた場合、その返還すべき年度の返還金を半額免除します。 <u>ただし、以下の1～4のいずれかに該当する人は返還免除の対象になりません。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ①奨学生として決定を受けた年度において、在学中の学校に進学する前に通っていた学校を卒業後5年以上経過しており、かつ、②奨学生として決定を受ける前年度まで5年以上継続して松江市内に居住していた人 2. 繰上返還を行った人 3. 返還年度の前年度までの市税を滞納している人 4. 返還すべきふるさと奨学金がある場合で、当該ふるさと奨学金を返還していない場合 										
併願併給	「松江市ふるさと奨学金」は、「他の奨学金」と重複して奨学金を受けることができます。ただし、他の奨学金の中には、重複受給を認めない場合もありますので、ご注意ください。										
休止廃止	<p>奨学生が休学したときは、その期間中奨学金の貸与を休止します。 また、奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を廃止します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 退学したとき 2. 操行不良等奨学生としてふさわしくないと認められるとき 3. 市外の学校の場合、父母又はこれに代わる人が松江市に居住しなくなったとき 市内の学校の場合、本人が松江市内に居住しなくなったとき 4. 奨学金の貸与を辞退したとき 5. 奨学金を必要としないと認められるとき 										

【貸与・返還の例】 大学4年間の貸与、年賦で返還する場合

年度	備考	貸与／返還額		
令和6年度	大学1年	貸与 年額	564,000	貸与総額 2,256,000
令和7年度	大学2年		564,000	
令和8年度	大学3年		564,000	
令和9年度	大学4年		564,000	
令和10年度 ～13カ月経過～				
令和11年度	貸与期間の 3倍の期間	返還 年額	188,000	返還総額 2,256,000
令和12年度			188,000	
令和13年度			188,000	
令和14年度			188,000	
令和15年度			188,000	
令和16年度			188,000	
令和17年度			188,000	
令和18年度			188,000	
令和19年度			188,000	
令和20年度			188,000	
令和21年度			188,000	
令和22年度			188,000	

【貸与・返還の例】 高校3年間の貸与、年賦で返還する場合

年度	備考	貸与／返還額		
令和6年度	高校1年	貸与 年額	276,000	貸与総額 828,000
令和7年度	高校2年		276,000	
令和8年度	高校3年		276,000	
令和9年度 ～13カ月経過～				
令和10年度	貸与期間の 2倍の期間	返還 年額	138,000	返還総額 828,000
令和11年度			138,000	
令和12年度			138,000	
令和13年度			138,000	
令和14年度			138,000	
令和15年度			138,000	

【松江市居住に伴う返還免除の制度について】

返還すべき年度（大学の例では令和11～22年度、高校の例では令和10～15年度）において、毎年4月に免除申請が必要です。

例えば、大学の例では令和10年度（高校の例では令和9年度）に松江市に居住し続けた場合、令和11年4月（高校の例では令和10年4月）に免除申請をすることで申請年度の返還額が半額となります（大学：188,000円⇒94,000円、高校：138,000円⇒69,000円）。

◆返還免除の対象外になる場合もありますので、詳細条件は「ふるさと奨学金の概要」の返還免除欄でご確認ください。